

みよし市広告付き番号案内表示システム仕様書

1 必要なシステム及び機能

番号案内表示システムの基本構成は、番号案内に必要とされる画面、管理用システム、表示制御装置その他番号案内表示機に必要な装置一式で、以下の条件に合致するものとする。ただし、市の承諾を得て変更することができるものとする。また、設置場所や配線方法については、市と協議の上決定するものとする。

(1) 番号札発券機 台数：1台

- ア 表示内容の変更が可能な発券機とし、6業務以上の表示に対応できること。また、英語、中国語、ポルトガル語などの外国語表示が可能であること。
- イ 発券する各業務に対して、それぞれ待ち人数が表示できること。
- ウ 発券する番号札は、来庁者用と職員の控え用に2枚同時に発券ができ、印字する番号の桁数は4桁以上に対応すること。
- エ 各業務の受付件数や処理時間、待ち時間等の統計が取れる機能を有すること。
- オ 設置にあたり、配線は市が指定する柱、天井、壁を通し、線が外部に出ないように配慮すること。柱や壁に穴を空ける場合は、目立たないように化粧カバー等を施すこと。

(2) 窓口別番号表示機 台数：5台

- ア 番号表示については視認性に優れ、4桁表示が可能であること。
- イ 番号表示機は弱者に優しいもの（特定非営利活動法人カラーユニバーサルデザイン機構より認証を取得している等）であること。
- ウ 2つの窓口で兼用できるものとし、矢印や窓口番号の表示等により、左右の窓口案内が可能であること。
- エ 各窓口で職員側の操作により、順番呼出し、再呼出し、任意の番号呼出しや番号取り消しができること。

(3) 番号案内モニター 台数：2台

- ア モニターは待合スペースのテレビ台の上に1台、市民課窓口に天井吊り下げにて1台設置すること。
- イ モニターの大きさについて、待合スペースのテレビ台の上のものは43インチ程度、市民課窓口のものは50インチ程度とする。
- ウ 画面表示は番号札発券機の業務のごとに最新呼出し番号、呼出し済み番号、呼出し窓口番号、待ち人数等の表示ができるものとする。
- エ 交付番号と受付番号の表示が併用できること。

オ バーコードスキャンやパソコン等で職員側の操作により、随時任意の番号の表示や番号の取り消しができること。

カ 設置について、システムのネットワーク配線は無線（ワイヤレス）で行うこと。
また、落下・転倒防止・耐震等の安全対策を十分に講じること。

(4) 職員側用受付モニター 台数：1台

ア 液晶モニターを市民課執務室内に天井吊り下げにて設置し、発券状況や待ち人数の確認ができるもの。モニターの大きさは50インチ程度とする。

イ チャイム音や光の点滅などで、番号札が発券されたことが職員に分かるような措置を施すこと。

ウ 設置について、システムのネットワーク配線は無線（ワイヤレス）で行うこと。
また、落下・転倒防止・耐震等の安全対策を十分に講じること

(5) 広告モニター

ア モニターの大きさ、台数は(3)番号案内モニターと同型とする。

イ 市の行政情報を放映することができること。放映する行政情報の更新や変更は、随時行うことができること。

ウ 市と協議の上、行政情報を製作すること。市から提供する画像データ等の行政情報を放映できること。

エ 行政情報の放映について、1サイクルあたりの広告放映時間に対する行政情報の放映時間の割合を1割以上確保できるようにすること。

オ 広告等の放映時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし窓口の延長または土・日・祝日に業務を行う場合は放映時間を操作することができること。

カ 設置箇所や設置方法については、市と協議の上決定するものとする。

キ 設置について、システムのネットワーク配線は無線（ワイヤレス）で行うこと。
また、落下・転倒防止・耐震等の安全対策を十分に講じること。

ク 原則、音声は無音とし、待合のテレビや窓口業務に支障がないよう配慮すること。

ケ タイマーによる電源の自動起動・終了及び自動放映が可能であること。

(6) その他周辺機器

その他管理用機器等の設置については、業務に支障がないものとする。

2 緊急時の対応

システムや機器が故障等で使用できなくなったときは、速やかに正常な稼動状態に戻すため、故障箇所を修繕し、又は代替機を用意すること。なお、原則2時間以内にみよ

し市役所に到着しその対応を行うこと。また、そのための連絡体制を構築し市に報告すること。

3 その他

(1) システムの操作マニュアルやフロー等を作成するとともに、稼動前に本市職員等が機器の操作をできるように研修及び試運転を行い、稼動後も職員等からの問合せに対応できる体制を整備すること。

(2) 現在市に設置している既存システム機器の撤去及び処分を無償で行うこと。既存システムの機器構成は、次のとおりである。

- ・Windows7 ノートPC 1台（呼出システムのソフトウェア明光商会MSホールディングシステム製一式を含む）
- ・テレビモニター（40インチ） 2台
- ・テレビ用金具一式（待合スペースのテレビ台の上に固定して1台設置、市民課交付窓口天井吊り下げにて1台設置）
- ・無線RGB映像送受信機3台
- ・LANケーブル等その他接続ケーブル一式

(3) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて市とシステム提供者が協議の上決定するものとする。